

鬼北町一般競争入札実施要綱の一部を改正する訓令

鬼北町一般競争入札実施要綱(平成24年鬼北町訓令第1号)

(傍線の部分は改正部分)

現行	改正後 (案)
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 一般競争入札の対象とする工事は、設計金額5,000万円_____以上のものである。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第4条 令第167条の6に規定する入札に参加する者に必要な資格として次の事項を公告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>鬼北町建設工事請負業者選定要綱(平成17年鬼北町訓令第37号)</u>に基づく競争参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 一般競争入札の対象とする工事は、<u>設計金額5,000万円(建築工事については6,000万円)</u>以上のものである。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第4条 令第167条の6に規定する入札に参加する者に必要な資格として次の事項を公告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>鬼北町建設工事請負業者選定要綱(平成29年鬼北町訓令第2号)</u>に基づく競争参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>